

経営発展支援事業等における愛媛県新規就農者育成方針

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。）別記1の第7の1及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。）別記2の第7の1に基づき、愛媛県新規就農者育成方針を策定する。

1 新規就農者の確保に向けた課題、目標について

愛媛県の基幹的農業従事者（個人経営体）は、2025年農林業センサスによると21,760人で、5年前の調査から6,894人減少している。また、65歳以上が約73%を占めるなど、農業従事者数の減少と高齢化が進行していることに加え、40歳未満の新規就農者数は直近5年平均で102人に留まるなど、担い手の確保・育成は喫緊の課題である。こうした状況の中、愛媛農業を持続的に発展させるためには、新たな担い手の確保とともに、担い手の収益力を高め、規模拡大等を推進していくことが重要である。

このため、県では、「えひめ農林水産業振興プラン2026（R8.3策定）」において、「人づくり」を3本柱の1つに位置づけ、より多くの多様な担い手の確保・育成を推進するため、新規就農者の募集から、研修、就農、経営定着・発展、経営継承に至る一貫した担い手対策や、担い手の着実な確保に向け、儲かる農業の実践者である「えひめ愛顔の農林水産人」による動画発信や出前講座のほか、農業大学校等における農業教育の充実、「愛媛で就業！農林水産まるかじり就業支援サイト」によるえひめ農業の魅力発信に取り組む。

新規就農者の確保目標については、令和8年に策定した「えひめ農業担い手確保・育成基本方針」において、新規就農者数180人を目標とし、関係機関と一体となり愛媛農業の未来を支える担い手の確保に取り組む。

2 新規就農者に対するサポートについて

新規就農者の経営発展のため、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構に「えひめ農業経営サポートセンター」を設置し、農地集積による規模拡大、流通販売、6次産業化など多様な経営課題に一元的に対応できる体制を整備するほか、県地方局及び支局の地域農業育成室が市町、JA等と連携し、青年等就農計画の目標達成に向けて、個別相談や、経営の発展段階に応じた生産技術や経営管理の指導を行うなど、きめ細やかなサポートにより、農業の経営感覚に優れ、地域農業の中心的役割を担う農業者を育成する。

3 本事業の交付対象者候補を選定するために県が独自に設定する要件について

事業実施主体（市町）は交付対象候補を選定するため、支援分野（「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」）について、担当関係機関の役割分担が明確にされた地域サポート計画を策定する。

4 本事業の交付対象者を選定するための基礎となる別表 1 の 2 に基づく愛媛県加算ポイントについて

このことについて、次のとおり定める。

No.	項目		ポイント
1	就業時の年齢	独立・自営就農時の年齢が 29 歳以下であること	3
		独立・自営就農時の年齢が 39 歳以下であること	2
		独立・自営就農時の年齢が 49 歳以下であること	1
2	研修	農業大学校を卒業、または卒業予定であること	3
		県が認める研修機関（農業大学校除く）で研修を行った、または行う予定であること	2
		その他の研修を行った、または行う予定であること	1
3	地域	就農地が中山間地域の指定地域であること	2
4	土地の取得	農地中間管理機構を通じて土地を集積した、または予定であること	2
5	地域との関わり	愛媛県青年農業者連絡協議会に参加している	1
		同志会、部会など生産者で組織する団体に参加している	1
6	品種構成	愛媛県育成品種を栽培している	1
		愛媛県振興品種(果樹)、主要振興品目（野菜）、奨励品種(米麦)を栽培している	1
7	リスクヘッジ	「農業保険（収入保険・農業共済）」等に参加している（見込である）こと	2
		【野菜】「野菜価格安定制度」に参加している（見込である）こと	
		「経営所得安定対策」に参加している（見込みである）こと	
8	県加算ポイントが余剰した際の分配方法	No. 1～7 に基づき、交付対象者候補にポイントを加算した際に、県加算ポイントに余剰がある場合は、国ポイント及び県ポイントの合計が高い順に交付対象者候補に 1 ポイントずつ加算する。なお、同ポイントの場合は、県補助額の低い順に、県補助額も同額の場合は総事業費の高い順にポイントを加算する。なお、対象者候補全員に 1 ポイントずつ加算した時点で、まだ余剰がある場合は、同様の加算をポイントがゼロになるまで繰り返す。	
9	県加算ポイントが不足した際の分配方法	No. 1～7 に基づき、交付対象者候補にポイントを加算した際に、県加算ポイントが不足する場合は、交付対象者候補に加算したポイントに、県加算ポイントを交付対象者に加算したポイントの合計で除した値を乗じ、小数点以下切り捨てを実施する。 その後に発生する余剰ポイントについては、No. 8 の分配方法に基づき分配する。	